条約送付及び通知

九月十一日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上及び通知

九月十一日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律

人事異動

内閣

国務大臣秘書官　横田　泰隆

願に依り本官を免ずる

（文部科学省大臣官房付）　文部科学事務官　永山　裕二

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する　内閣官房知的財産戦略推進事務局参事官　田口　重憲

（同）　同

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する　内閣官房知的財産戦略推進事務局参事官　澤川　和宏

（同）　同

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する　内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官　横田　泰隆

内閣官房新国立競技場の整備計画再検討推進室参事官を免ずる

（さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事）　判事　中村也寸志

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（以上九月十日）

小杉　誠

国務大臣秘書官に任命する　山口国務大臣秘書官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　滝本　純生

総務省に出向させる　内閣官房行政改革推進本部事務局長を免ずる（総務省大臣官房付）　総務事務官　高野　修一

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる　内閣官房行政改革推進本部事務局長を命ずる

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　松岡　正樹

内閣官房国際感染症対策調整室長を命ずる　内閣官房内閣参事官（同））同　山田　安秀

内閣官房国際感染症対策調整室参事官を命ずる　原子力委員会委員長　岡　芳明

（在ウィーン国際機関日本政府代表部在勤）　特命全権大使　北野　充

第五十九回国際原子力機関総会日本政府代表を命ずる

期間は平成二十七年十月十一日までとする（各通）

（原子力規制庁長官官房技術総括審議官）　環境技官　安井　正也

（総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長）　外務事務官　相川　一俊

（大臣官房原子力事故災害対処審議官）　経済産業事務官　平井　裕秀

（大臣官房審議官）　文部科学事務官　板倉周一郎

第五十九回国際原子力機関総会日本政府代表代理を命ずる

期間は平成二十七年十月十一日までとする（各通）

（在アメリカ合衆国日本国大使館公使）　外務事務官　清水　茂夫

米州開発銀行特別総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

期間は平成二十七年九月二十八日までとする

（大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事）　判事兼簡易裁判所判事　松本　清隆

兼官を免ずる（以上九月十一日）

内閣法制局

（外務省大臣官房付）　外務事務官　川上恭一郎

内閣法制局参事官（第三部）に転任させる　内閣法制局参事官（第三部）　松尾　裕敬

外務省に出向させる（以上九月十四日）

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成27年9月15日

関東地方整備局長　石川　雄一

道路の種類	路線名	区間
一般国道	20号	調布市下石原一丁目5番1から府中市白糸台三丁目8番23までの上下線
一般国道	20号	府中市白糸台三丁目8番23から同市白糸台三丁目8番6までの下り線

公告

諸事項

工場財団

千葉県袖ケ浦市三箇1722番地4**高山政幸**の千葉県袖ケ浦市三箇1727番地南山第1発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年9月15日

千葉地方法務局木更津支局

千葉県袖ケ浦市三箇1722番地4**高山公子**の千葉県袖ケ浦市三箇1727番地南山第2発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年9月15日

千葉地方法務局木更津支局

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年9月15日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成27年9月1日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　川崎工苑建設株式会社　代表取締役　村井　英雄　神奈川県川崎市宮前区馬絹1382　国土交通大臣許可（特―23）第12198号

3　処分の内容　建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令

(1)　停止を命ずる営業の範囲

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の区域内における造園工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注1）　「造園工事業に関する営業」とは、注文者から造園工事を請け負う営業をいう。

（注2）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注3）　「民間工事」とは、上記（注2）以外の建設工事をいう。

（注4）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2)　期間

平成27年9月16日から平成27年11月14日までの60日間